

春日井市在宅医療・介護ネットワーク「かすがいねっと連絡帳」利用規約新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(利用登録の申請)</p> <p>第6条 かすがいねっと連絡帳の利用を希望する施設は、本規約を遵守することに同意の上、施設管理者を明示し、かすがいねっと連絡帳のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）からオンラインのアカウント管理システムにより春日井市に登録申請を行うものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第7条～第37条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この規約は、平成31年1月21日から施行する。</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(利用登録の申請)</p> <p>第6条 かすがいねっと連絡帳の利用を希望する施設は、本規約及び春日井市が広域連携に関する協定を締結するネットワークを利用する場合は当該ネットワークの定める規約を遵守することに同意の上、施設管理者を明示し、かすがいねっと連絡帳のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）からオンラインのアカウント管理システムにより春日井市に登録申請を行うものとする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第7条～第37条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) この規約は、平成31年1月21日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。</p>